

○国土交通省告示第六百九十三号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九百九条の六及び第九百三十六条の二の二の規定に基づき、不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途及び通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第九百九条の六及び第九百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

- 一 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
- 二 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途
- 三 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場
- 四 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場
- 五 アトリウムその他の大規模な空間を通行の用に供する用途

第二 令第九百九条の六及び第九百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 第一第一号から第三号までに掲げる用途 屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものとする。
- 二 第一第四号に掲げる用途 次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 屋根以外の主要構造部を準不燃材料で造られたものとする。
 - ロ 次に掲げる室以外の室の屋根が、令第九百九条の六各号又は令第九百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1) 次に掲げる基準に適合する室

(i) 屋内の客席が固定席その他これに類するものであり、かつ、当該客席及び天井が難燃材料で造られたものその他の通常の火災又は市街地の火災を想定した火の粉による屋根の損傷によつて屋内に到達した火の粉(以下「火の粉」という。)により建築物の火災が発生するおそれのない構造のものであること。

(ii) 特定屋根部分(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物にあつては令第九百九条の六第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあつては令第九百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分(以下「同じ。」が面する居室の壁(主要構造部を除く。)及び屋根(特定屋根部分を除く。))の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らか部分(この限りでない。))のいずれかに該当する室で、壁及び天井(天井がない場合は、この限りでない。))の部分を除く。)の室内に面する部分の仕上げを令百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしたもの

(2) 次のいずれかに該当する室で、壁及び天井(天井がない場合は、この限りでない。))の部分を除く。)の室内に面する部分の仕上げを令百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとしたもの

(i) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの

(ii) 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

第三 第一第五号に掲げる用途 前号イ及びロ(i)(ii)に掲げる基準に適合するものとする。

附則
この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 1
平成十二年建設省告示第四百三十四号は、廃止する。